

茂原都市計画地区計画の決定（茂原市決定）

都市計画茂原駅南口地区地区計画を次のように決定する。

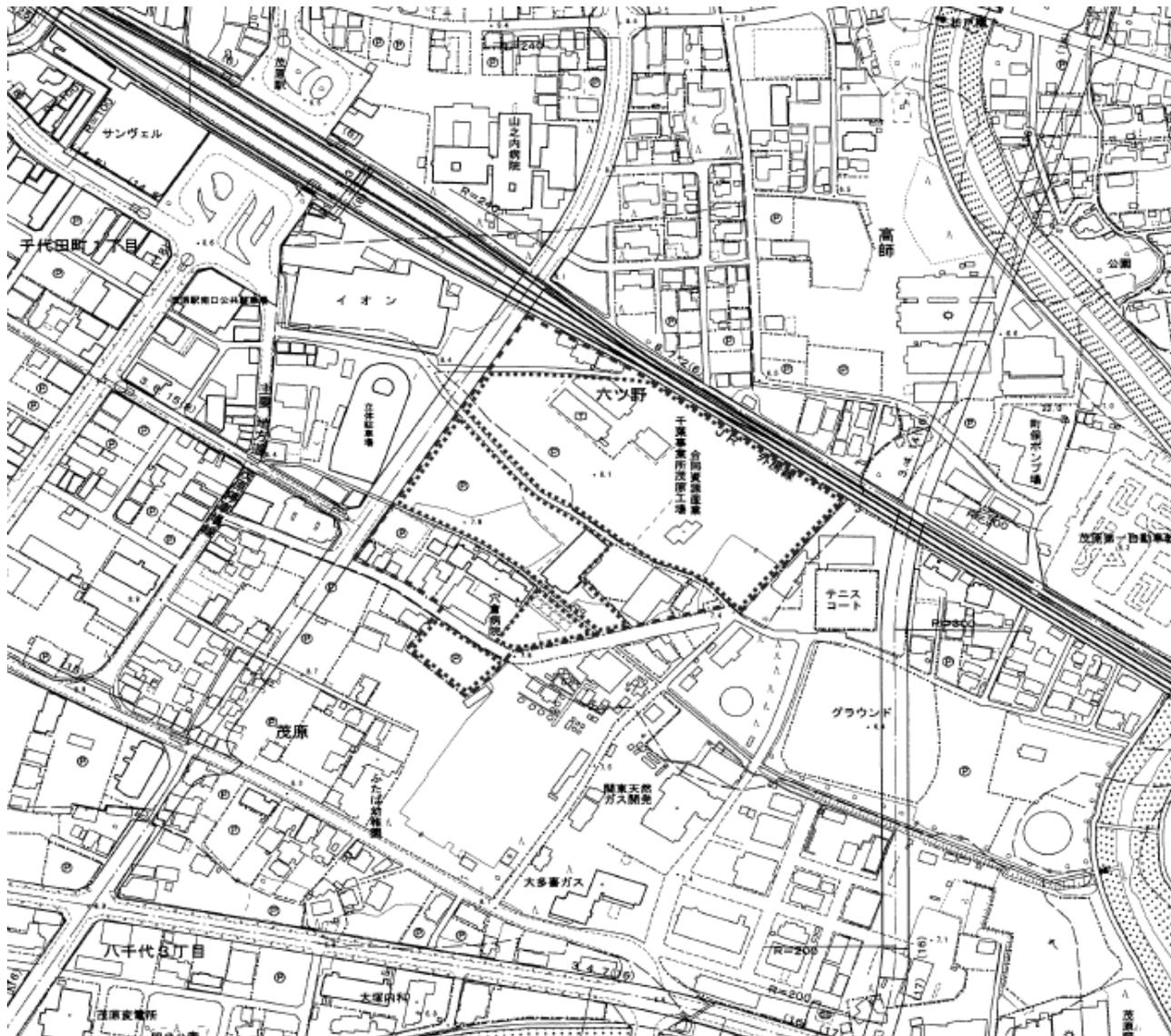
名 称	茂原駅南口地区地区計画	
位 置	茂原市大字高師字大下モ及び下モ田の各一部の区域 大字六ツ野字高師野の一部の区域 大字茂原字野巻戸の一部の区域	
面 積	約 4.0ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目 標	本区域は、JR 外房線茂原駅の南東約 0.4km に位置し、本市や長生、山武、夷隅など広域の中心となる中心市街地であるが、現在、工場の跡地や駐車場が点在する区域となっている。なお、茂原駅周辺も含め、空洞化が進んでおり、暫定的な土地利用が多く見受けられる。 今後、本計画は建築物を計画的に誘導することにより、中心市街地活性化やコンパクトなまちづくりを図るとともに、駅前にふさわしい都市機能の集積を目標とするものである。
	土地利用の方 針	商業・業務、教育、福祉、文化、医療等の都市機能の集積、誘致を促進する土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	周辺の環境と調和した良好な都市機能を形成するため、建築物等の整備方針として以下のものを定める。 1. 建築物の用途の混在を防ぎ、良好な駅前空間としての環境を保全するため、建築物等の用途の制限を行う。 2. 安全で快適な空間を備えた良好な駅前空間を形成するため、壁面の位置の制限を行う。 3. 周辺の環境と調和した良好な景観を形成するため、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li> <li>2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>3. 自動車教習所</li> <li>4. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>5. 集会場(葬儀を行うもの)</li> <li>6. 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で15㎡以下のもの並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く。)</li> </ol>
		壁面の位置の制限	<p>1号壁面線として計画図に表示する部分においては、建築物の外壁面又は、これに代わる柱の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離は、0.5m以上とする。</p> <p>ただし、次に該当する場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 玄関のポーチ柱</li> <li>2. 車庫及び10㎡未満の物置</li> <li>3. 床面積に算入しない出窓</li> <li>4. 外壁又は、これに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</li> <li>5. 地盤面下に設ける建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設</li> </ol>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の外壁等の外観は、著しく派手な色彩の使用を避け、光沢や反射光の生じる材料を多く使用しない等、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。</p>

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由：教育、福祉、文化、医療等の都市機能の集積を図り、良好な駅前空間を形成するため、地区計画を決定するものである。

# 茂原駅南口地区の地区計画の決定について



凡 例	
地区計画区域 地区整備計画の区域	
壁面の位置の制限 1号壁面線	
面積：約4.0ha	